

当院は保険医療機関です。健康保険法に基づく療養の給付を行っています。

地方厚生局に届け出た施設基準等一覧 (ホームページにも掲載)

● 電子的診療情報連携体制整備加算 (加算2)

マイナンバーカードによる健康保険資格確認に対応しています。オンライン資格確認等システムにより取得した患者さんの受診歴、薬剤情報、健診等必要な情報を医師が診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。

電子処方箋を発行する体制又は調剤した薬剤に関する情報を電子処方箋システムに登録する体制を有しています。

● 外来感染対策向上加算

感染管理者である院長が中心となり職員一同院内感染対策を推進します。

院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回、新興感染症の発生を想定した訓練を少なくとも年1回程度参加しています。感染性の高い疾患が疑われる場合は、一般診療の患者さんと導線を分けた診療を確保して対応しています。標準感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、その内容に沿って職員全員が院内感染対策を推進しています。感染対策に関して、基幹病院等と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

● 情報通信機器を用いた診療

厚生労働省の『オンライン診療の適切な実施に関する指針』を遵守し、オンライン診療を行っています。

情報通信機器を用いた診療で初診の場合には以下の処方については行うことができません。

・麻薬及び向精神薬

・基礎疾患等の情報が把握できない患者さんに対して8日以上処方、特に安全管理が必要な薬品の処方

● 明細書発行体制加算

療担規則に則り診療報酬の算定項目がわかる個別の明細書を無償で交付しています。

自己負担のない方にも交付いたしますが、希望しない場合はお申し出ください。

● 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算 (加算1)

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでいます。医薬品の供給状況により薬剤が変更となる可能性がある場合及び変更する場合には、代替品の提供等適切な対応を行います。

● 一般名処方加算

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の供給、在庫状況に応じて処方箋に医薬品の一般名(成分名)を記載する取り組みを実施しています。特定の医薬品の供給が不足した場合でも必要な医薬品が提供しやすくなります。なお、後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)を患者さんの希望で選択される場合には、選定療養費として料金をご負担頂くことがあります。金額等は調剤薬局さんでお尋ねください。

● 外来ベースアップ評価料

職員の賃金改善を実施するため、外来ベースアップ評価料を算定しています。

※本加算は医療機関に勤務する職員の処遇改善を目的とした診療報酬上の評価です。

● 保険外負担

健康診断、予防接種、各種証明書・診断書等自費診療料は、各項目別に価格を設定しております。

実費のご負担となります。

● その他

酸素の購入単価を届出しています。

2026年6月1日  
医療法人社団修林会 青木クリニック  
院長 青木 重憲